

# バセスク大統領の職務停止

2012年7月23日

日本ルーマニア経済委員会顧問  
杉内直敏

バセスク大統領は議会の決議の結果大統領職を停止され、7月29日に行われる国民投票によって罷免の是非が問われることになった。

ポンタ内閣が発足して2ヶ月、6月10日に行われた地方選挙でポンタ首相が共同議長を勤める「社会自由同盟」(注)が大勝を博し、その勢いに乗ってUSLは主要な諸国家機関を手中に収める措置を矢継ぎ早に打ち出してきており、その集大成がバセスク大統領の罷免と目されるが、強引とも思われる手法で極く短期間に急激な変革がもたらされていることにバセスク大統領・民主自由党(PDL)が激しく反発しているのみならず米国・EUから深刻な懸念が表明されてもいる。バセスク大統領は2007年にも停職となっているが国民投票の70%が罷免に反対票を投じ同氏は大統領職に復帰した。今回は長期に亘る緊縮措置の下で同大統領に対する国民の支持率は激しく落ちこんでおり、29日の国民投票の見通しはバセスク大統領にとって大変厳しいものとなっている一方で、罷免には50%を越える投票率が要件となるため、かなり微妙なものとなっている。2度目の大統領罷免国民投票を中心とする最近のルーマニア政治の動向を取りまとめた。

(注)「社会自由同盟(USL)」は社会民主党(PSD)、国民自由党(PNL)、保守党によって2011年2月に結成された。PSDのヴィクトル・ポンタ議長(現首相)とPNLのクリン・アントネスク議長が共同議長となっている。

## 1. 最近の動向

### A. USLの攻勢

(1) 5月7日にポンタ内閣を発足させたUSLは、6月10日に行われた地方選挙において大勝を博した。県評議会評議員選挙ではUSLの得票49.8%、民主自由党(PDL)15.29%。県評議会議長の選挙ではUSLは41ポスト中36、PDLは1。

(2) 地方選挙後、USLの主導により次のような動きが相次いで取られた。

(あ) 国営テレビ局の理事は議会が任命することになっているが、6月25日議会においてにおいてPDLを同理事会から完全排除する新理事選任の議決を行った。

(い) USLは6月28日の定例欧州理事会会合(首脳レベル)へは議題にも照らしてポンタ首相が出席すべしとの議論を展開。バセスク大統領は憲法の規定するところに従いこれまでどおり自分が出席するとしたが、議会がポンタ首相の出席を是とする決定を行うや、憲法裁判所が大統領に権限ありと判示したのを振り切ってポンタ首相が出席した。

(う) ルーマニア文化の対外振興を業務とするルーマニア文化評議会は大統領府の支配下にあっただが、支出状況が不透明、非政治化を図るとして緊急政令をもって上院の支配下に移された。

(え)7月2日、野党側には不意打ちとなる電撃的行動により上院のヴァシーレ・ブラガ議長、下院のロベルタ・アナスターセ議長(いずれもPDL所属)が解任され、クリン・アントネスク上院議長(USL共同議長、PNL議長)、ヴァレリウ・ズゴネア下院議長(PSD所属)が誕生した。

(お)7月3日、同じく議会における電撃的動きによって独立機関たるオンブズマンをゲオルゲ・ヤンク氏からPSD所属のヴァレル・ドルネア氏に交代させた。オンブズマンは憲法規定により独自に憲法裁判所に対して申し立てを行うことができる。

(か)6月25日上院において、憲法裁判所は議会の決定については合憲性判断を行わないとする法律改正案が可決されたが、7月4日ポンタ内閣は同趣旨の緊急政令を採択。

(き)7月5日、国民投票における投票数の過半数をもって大統領の罷免を可とする緊急政令を採択。

(く)7月5日、USLは憲法規定の重大な違反7点を理由とする大統領罷免案を議会に提出、翌6日には討論を経て表決に入り大統領罷免の第一段階である大統領職の停止を賛成258、反対14、棄権1をもって可決した(必要最小数は214)。

(3)10日、憲法裁判所はバセスク大統領を停職とした議会の決定手続きを合憲とし、また国民投票の投票数の過半数で大統領罷免を可とする国民投票法改正を、投票率が登録有権者数の過半数であることを条件として、合憲とした。

憲法規定に従いクリン・アントネスク上院議長が暫定大統領の地位に就いた。

憲法裁判所は、また上下院議長及びオンブズマンに関する違憲申し立てについても斥ける判断を示したが、議会の決定を憲法裁判所の判断対象から外す緊急政令は違憲とした。ICRに関する判断は7月31日まで延期された。

(4)一方、こうしたUSL主導の電撃的とも云える一連の動きに対して米欧各国から懸念の声が上がり(短期間のうちに国家機関間のバランスが損なわれかねない変革が、特に司法機関に対してもたらされていることに対して、法の支配、民主主義、或いは欧州の価値観に反すると懸念)、ポンタ首相は7月11日-12日ブラッセルに飛びシュルツ欧州会議議長、バロツソ欧州委員会委員長、ファン・ロンパイ欧州評議会議長等のEU要人と会談しルーマニアの実情が正しく伝わっていきルーマニアに対する懸念には根拠がない旨釈明した。また、後日、欧州委員会の懸念・要請に応え、ポンタ首相は、憲法裁判所の権能、及び国民投票での大統領罷免を可とする規則に関する政令の撤回、憲法及び憲法裁判所決定の尊重、オンブズマン、検事総長、国家汚職対策庁(DNA)長官の任命手続きは慎重に行う、暫定大統領による恩赦を控える、廉潔問題で有罪となったものは閣僚にしない等11にのぼる誓約を書面で行った。

7月25日欧州委員会はルーマニアの司法改革に関してEU加盟後、法、制度は整ったが実施面では更なる努力が必要とする報告書を発表。次回の報告書発表は本年末。同発表に先立ってバロツソ委員長は「ルーマニアの出来事は我々の信頼を揺るがせた。司法府の決定がチャレンジされ、確立された手続きが覆され、憲法裁判所が危殆に瀕し、鍵となるチェックアンドバランスが外されたことはルーマニア政府の法の支配に対する誓約に疑問を投げかけるものである。しかしながらポンタ首相が我々の危惧すべてにに対して措置を講ずることを書面で誓約したことを評価する」旨述べた。

(5) 7月15日アントネスク暫定大統領は登録された有権者の過半数の投票を要件とする大統領弾劾国民投票法を公布。17日議会は緊急政令を修正して議会の決定に関しても憲法裁判所に違憲提訴が可能とした。

B. 他方、USL側、特にポンタ首相にとって打撃となる動きもあった。

(1) ナスターセ元首相の有罪確定、自殺未遂、服役

6月20日最高裁判所は2004年の大統領選挙の際違法な資金集めを行ったとして1月30日に有罪判決を受けたナスターセ元首相の再審査申し立てを却下し同元首相に対する2年間の実刑判決が確定した。同日夕収監のため警官が同氏邸に赴いたところ同氏は書斎で拳銃自殺を図ったが未遂に終わり市内の病院に搬送された。その後回復までの間の刑の執行の停止を求める弁護側からの申し立ても却下され同氏はラホヴァ刑務所の病院に移された。刑の執行停止申請に関連して関係した医師等が法執行妨害等の容疑でDNAの取調べを受けている。

(2) ポンタ首相の学位疑惑が提起され、同問題の政府側対応が更なる批判を招いている。即ちドイツの新聞・雑誌が報じたことからポンタ首相が博士号を取得した論文に他人の論文の盗用疑惑が生じた。同問題はバセスク大統領側の政治工作であるとの主張がなされる一方で、大学学位等認証評議会が同論文を精査し、6月29日その多くの部分に引用なきまま他人の論文に依拠した記述ありとしてポンタ首相に授与された博士号の撤回を勧告する発表を行った。しかるところリヴィウ・ポップ臨時教育大臣は13人の評議員により行われた同評議会の決定は定足数(14人)を満たさず無効であるとした。ところが20人であった同評議員数を急遽45人に増やす機構改正が行われたのは前日の28日であり同政府決定は29日の官報に記載された。更に官報発行機関は従来下院に従属していたものを前週に採択された緊急政令によって政府の支配下に移管されており、そうした移管なしに今回のように政府の決定を翌日の官報で公布することは不可能であったと見られる。また7月1日にはエカテリーナ・アンドロネスク教育大臣が就任しており、前記評議会の機構改革はポップ臨時教育相として最後の決定であった。本問題に関しては7月19日、教育省下の全国倫理委員会(政府側は同委員会のみが本問題に関して判断する正統性を有するとしている)が同論文に問題はなかったとの結論を、20日にはブカレスト大学の倫理委員会が他者論文の使用があったとの結論を発表している。なお、ポンタ首相の学歴に関してはカターニャ大学の修士号取得に関しても疑問が呈されウェブサイトの同人学歴から同記述が削除されたと報じられた。

2. 29日の国民投票の行方

バセスク大統領は2007年4月にも職務停止になっているが国民投票の結果職務に復帰している(議会での停職可決は賛成322、反対108、棄権10。国民投票の結果は罷免に賛成24.75%、反対74.48%)。

しかるところ今回の国民投票に関しては、世論調査機関IMASが7月5日-7日に行った世論調査ではバセスク大統領の罷免に賛成が64.3%、反対が27.4%であり、また7月18日に報じられた世論調査機関CURSの調査でも回答者の66%が罷免に賛成票を投ずると答えている。

一方、憲法裁判所の判断を踏まえて罷免が有効とされるには登録有権者の50%を越えた投票参加が要求されているが、現実に同要件を満たすことは容易でないと見られている。2007年の国民投票の際の投票率は44.45%であったこと、また今回は夏季休暇にぶつかっていることから9百万人が投票することを意味するハードルは高い。罷免の実現を目指すUSLとしては投票参加を促しつつ投票所数を増やし、また投票時間を長くする等によって何とか同要件をクリアすることを目指している。

このように29日の国民投票は予断を許さない状況となっているが、有効な国民投票で罷免を求め票が過半数を占める場合にはバセスク大統領は失職し、憲法規定により3ヶ月以内に行われる選挙で新大統領が選出される。その場合11月には議会選挙が行われることから相次ぐ選挙で落ち着かない状況が12月まで続くことになる。大統領選挙を繰り下げることと議会選挙を繰り上げることもできないため(暫定大統領には議会解散権が認められていない)両選挙の同日実施はありえない。

更に問題なのは、投票者の意思はかなり明確に罷免を是としつつもわずかに投票率要件を満たさぬため罷免は有効とならず、結果的にバセスク氏が大統領職に復帰するという可能性が出てきていることである。そうした場合にもバセスク氏が任期満了の2014年末まで同職に留まることに固執するか、またここまで関係が悪化したUSL内閣との共存が可能か、11月の議会選挙を睨んでルーマニア政治は引き続き不安定な状況が続くことが懸念されている。

(以上)